

原子力損害賠償のお支払い状況等

2016年6月9日
東京電力株式会社

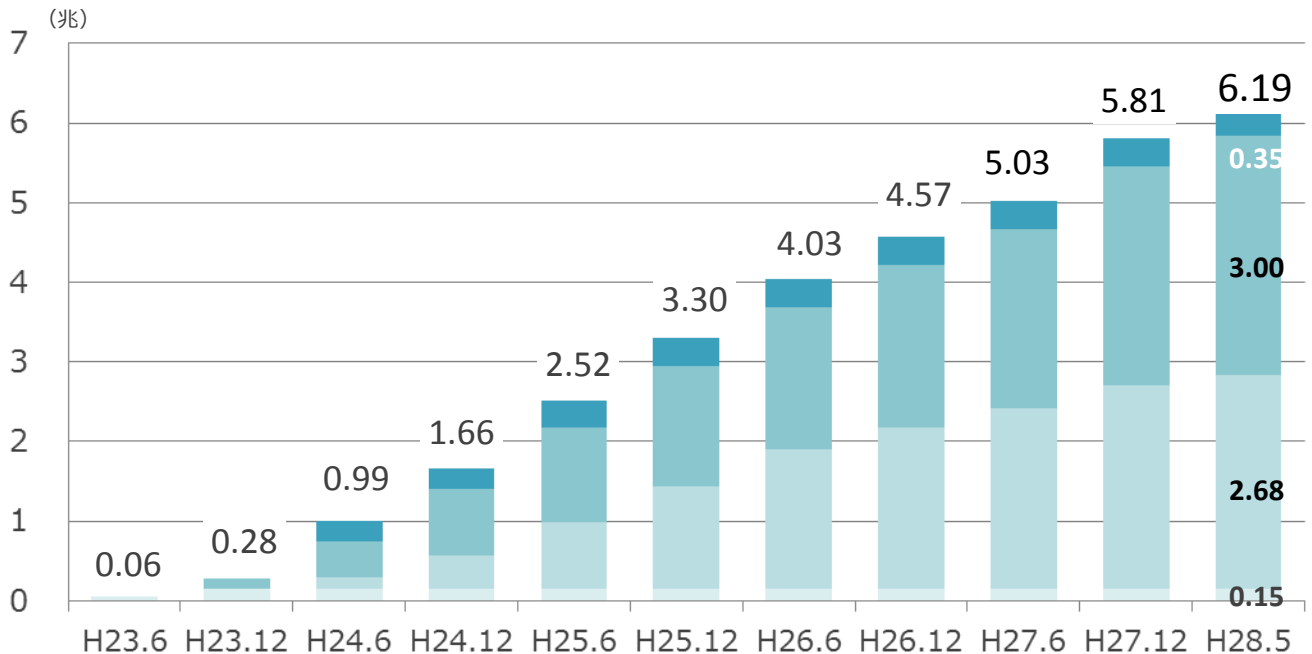
<賠償のご請求・お支払い等実績>

(2016年5月末現在)

	個 人	個 人（自主的 避難等に係る損害）	法 人・ 個人事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数（延べ件数）	約910,000件	約1,307,000件	約408,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数（延べ件数）	約811,000件	約1,295,000件	約345,000件
本賠償の金額*	約2兆6,755億円	約3,536億円	約3兆0,037億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額* ①			約6兆0,328億円
仮払補償金 ②			約1,532億円
お支払い総額 ① + ②			約6兆1,860億円

* 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない。

<賠償お支払い額の推移>



本賠償のお支払開始：H23.10

□ 仮払補償金 □ 個人（自主的避難を除く） □ 法人・個人事業主など □ 自主的避難

* 四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。

＜第四次追補関連および閣議決定関連の賠償項目＞

(2016年5月末現在)

主な賠償項目(第四次追補関連)		案内開始年	合意件数	合意金額
・移住を余儀なくされたことによる精神的損害		2014年4月	約12,400件	約1,874億円
・住居確保に係る損害	持ち家	7月	約12,300件	約2,033億円
	借家		約1,000件	約28億円
主な賠償項目(閣議決定関連)		案内開始年	合意件数	合意金額
・新たな営業損害(風評被害含む)		2015年6月	約9,700件	約1,228億円
・避難指示解除準備区域および居住制限区域における精神的損害		8月	約23,200件	約1,291億円

* 裁判等で和解等したものは含まない。精神的損害については、ADRで和解したものは含まない。

＜迅速かつきめ細やかな原子力損害賠償に向けた組織体制＞

◆ 全体体制

福島復興本社

(2016年5月1日時点)

└ 福島原子力補償相談室

➤ 補償相談ユニット：約2,000人

補償相談センター：約1,700人・・・説明会・相談窓口、個別訪問

補償相談コールセンター：約300人・・・電話での受付・ご説明

➤ 補償推進ユニット：約6,100人・・・請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き

➤ ADR・訴訟ユニット：約300人・・・ADR申立てや原子力損害賠償訴訟の対応

➤ 全体の支援・管理：約400人・・・福島原子力補償相談室全体の業務運営全般

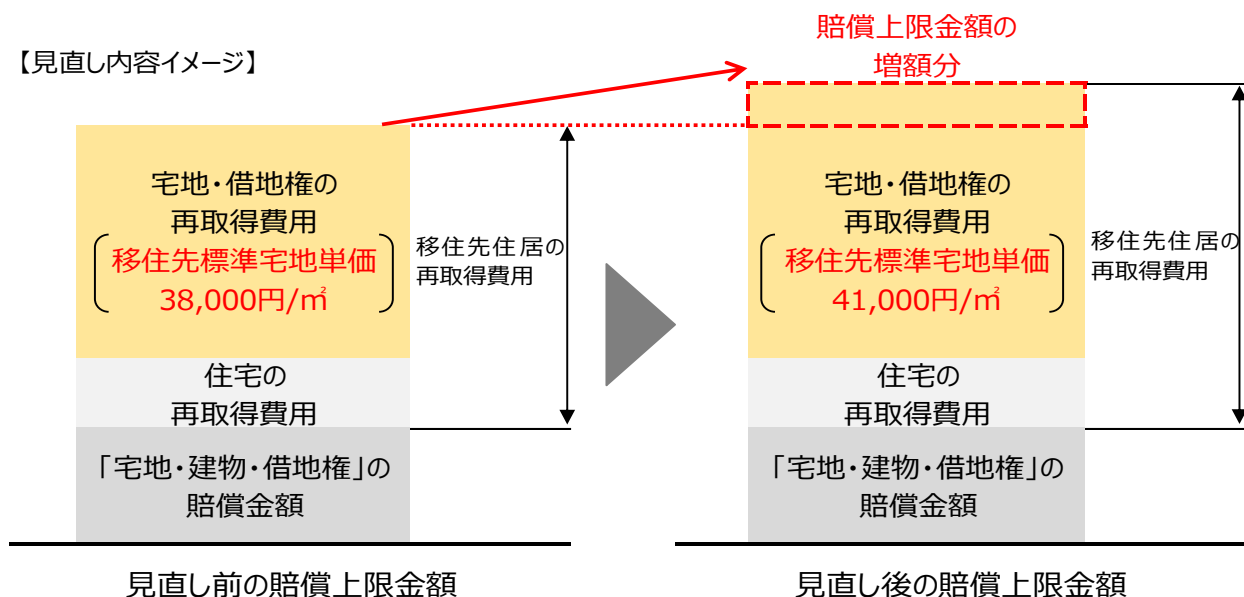
<住居確保(持ち家)単価変更概要>

2016年1月28日に開催された「第42回原子力損害賠償紛争審査会」において移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり賠償上限金額の見直しを実施

住居確保（持ち家）にかかる損害

概 要	- 持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償では、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な費用を賠償上限金額の範囲内でお支払い - 第42回原子力損害賠償紛争審査会において移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、賠償上限金額の見直しを実施
見直し対象者	以下の条件をすべて満たす方を見直しの対象とする。 ① 当社事故発生時点にお住まいであった住所と同一所在に、宅地・借地権のいずれかを所有・設定されている方 ② 移住先標準宅地単価が見直された2016年1月28日（以下、基準日）以降に、「移住先住居の再取得費用」を初めてご請求される方、もしくはすでに「移住先住居の再取得費用」をご請求されている方のうち、基準日時点で確定賠償※¹の金額が、見直し前の賠償上限金額に達していない方
適用時点	基準日以降ご請求いただいた際に適用

【見直し内容イメージ】



宅地・借地権の再取得費用

= (従前の宅地面積※² × 移住先標準宅地単価【38,000円/㎡ ⇒ 41,000円/㎡】)

－ (従前の宅地面積※³ × 従前の宅地単価)

※ 1 確定賠償は、費用が実際に発生し金額が確定した後に、賠償金をお支払いさせていただく方法

※ 2 250㎡を上限

※ 3 400㎡を上限

<個人の方に対する賠償の合意状況>

(2016年5月末現在)

【単身世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家 財	宅地・建物	田 畑・山林等	住居確保(持 家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	1,223万円(5,837)		323万円(3,246)	2,954万円(1,078)	652万円(649)	2,946万円(259)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	1,203万円(5,131)		321万円(3,059)	3,167万円(905)	695万円(493)	2,836万円(228)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	1,121万円(5,357)	719万円(4,953)	426万円(3,041)	3,700万円(965)	1,064万円(538)	2,559万円(307)

【2人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家 財	宅地・建物	田 畑・山林等	住居確保(持 家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	2,407万円(3,485)		513万円(3,150)	3,713万円(2,026)	899万円(1,398)	2,899万円(728)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	2,461万円(2,475)		544万円(2,236)	3,536万円(1,541)	1,066万円(968)	2,601万円(656)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	2,307万円(2,697)	1,397万円(2,625)	685万円(2,420)	4,491万円(1,489)	1,229万円(926)	2,504万円(730)

【4人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家 財	宅地・建物	田 畑・山林等	住居確保(持 家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	4,966万円(1,729)		584万円(1,524)	4,138万円(818)	1,032万円(571)	3,003万円(329)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	4,984万円(1,203)		609万円(1,081)	3,625万円(612)	1,235万円(388)	2,780万円(297)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	4,587万円(1,222)	2,796万円(1,186)	769万円(1,097)	4,628万円(577)	1,575万円(292)	2,368万円(280)

- * 1 平成24年10月に受付を開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。借地権の合意額は含まない。
- * 2 世帯構成は包括請求時の世帯構成。
- * 3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

<原子力損害賠償請求訴訟等の状況>

(2016年5月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
349件	170件	179件

* 調停、仮処分等を含む。

<参考資料：賠償項目別の合意金額の状況（ホームページ掲載値）>

（2016年4月末現在）

	合意いただけた実績※1 （2016年4月末現在）
I. 個人の方に係る項目	18,814億円
検査費用等	2,414億円
精神的損害	10,255億円
自主的避難等	3,627億円
就労不能損害	2,515億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	23,947億円
営業損害	4,663億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	15,322億円
一括賠償（営業損害、風評被害）	1,166億円
間接損害等その他	2,795億円
III. 共通・その他	13,947億円
財物価値の喪失又は減少等	11,768億円
住居確保損害	1,929億円
福島県民健康管理基金	250億円
IV. 除染等※2	4,701億円
合計	61,411億円

※1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。